

# 【猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金返還期限猶予】の証明書一覧

『奨学生本人のマイナンバー』をご提出いただいている場合、下記のうち、「所得証明書」、「市・県民税(所得・課税)証明書」、「住民税非課税証明書」及び「身体障害者手帳のコピー」については提出を省略することができます(ただし、情報連携を利用しても必要な情報が取得できない場合に、証明書の提出をお願いすることがございます)。その他の証明書については、情報連携を利用しても必要な情報が取得出来ないため、証明書を提出していただく必要があります。

※各種証明書は、「コピー」と記載がないものはすべて「原本」が必要です。また、下記証明書の他、追加証明書が必要になる場合があります。

願出の事由	証明書の種類	証明書発行者	猶予期間・備考	
基本	令和3年度(令和2年分)の①～③のいずれか		1年ごとに願出する。	
	<b>①所得証明書</b> <b>②市・県民税(所得・課税)証明書</b> (収入金額又は所得金額が明記されているもの。課税額のみは不可) <b>③住民税非課税証明書</b>	①②③市区町村長	当該事由が継続する期間。 【備考】※令和2年(2020年)12月以降に卒業又は退学等された場合は、「新卒(退学)及び在学猶予切れ等の場合」の事由による猶予願出となります。	
	※上記①～③は標記年度(例:令和3年度)の前年分(例:令和2年分)の所得を証明するものです。 ※令和3年度の証明書は令和2年分(令和2年1月1日～令和2年12月31日まで)の収入・所得金額、(非)課税の証明書で、令和3年1月1日現在住民票のあった市区町村役場で発行されます。		<b>【年間収入・所得金額の基準】</b> ○給与所得者の場合 年間収入金額(税込)が300万円以下 ○給与所得以外の所得を含む場合 年間所得金額(必要経費等控除後)が200万円以下 ※証明書によっては、承認期間が、猶予適用開始月から6か月以内となる場合があります。	
<b>★「経済困難」事由での猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金猶予の適用には、奨学生本人が地方税法上の「被扶養者」である場合、以下のいずれかに該当する必要があります。以下の必要証明書類も併せて提出してください。</b>				
経済困難	乳幼児がいる世帯にあって、奨学生本人以外に保育する者がいないとき	①事情書(乳幼児が保育所に入所していないこと、本人以外に保育を行う者がいないことを記載) ※乳幼児が保育所に入所している場合は対象外。 ※同一世帯の成人親族が就学・就労している又は、高齢等のため保育を委ねることが出来ない場合はその旨を記載。	②市区町村長	※奨学金返還期限猶予願の中段にある申告欄のチェックボックス「地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族となっている」に必ず「チェック」をしてください。  ※奨学生本人が「被扶養者」で左の事由に該当しない場合は、「通常の返還期限猶予」の「経済困難事由(通算10年の取得制限年数あり)」で申請してください。
		②世帯全員の記載がある住民票の写し(世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの)	③市区町村長・学校長等	
		③同一世帯の成人親族(就学者を除く)の所得証明書又は在学証明書等(就学者がいる場合のみ)	④医師・病院長	
	介護等を要する要介護者、療養者又は障害者がある世帯で奨学生本人以外に介護等を行う者がいないとき	①事情書(本人以外に介護を行う者がいないことを記載) ※同一世帯の成人親族が就学・就労している又は、高齢等のため介護を委ねることが出来ない場合はその旨を記載。	②市区町村長	
		②世帯全員の記載がある住民票の写し(世帯主・続柄・生年月日の表記を省略していないもの)	③市区町村長・学校長等	
		③同一世帯の成人親族(就学者及び介護等を要する者を除く)の所得証明書又は 在学証明書等(就学者がいる場合のみ)	④医師・病院長	
		<介護等を要する者の状況により次のいずれか> 【療養者】 ④医師の診断書(最近2か月以内発行)		
		【障害者】 ⑤身体障害者手帳のコピー		
		⑥精神障害者保健福祉手帳のコピー		
		⑦療養手帳のコピー 【要介護者】 ⑧介護保険被保険者証のコピー		
<介護等を必要とする者が別世帯の場合、以下の証明書が追加が必要> ⑨介護等を要する者の世帯全員の記載がある住民票の写し(世帯主・続柄の表記を省略していないもの)	⑨市区町村長			
⑩戸籍謄本等、介護等を要する者と奨学生本人の関係がわかる書類	⑩市区町村長			
奨学生本人が妊娠中であるとき	①に加えて、②又は③のいずれか ①事情書(妊娠中であるため就労ができないことを記載)	②市区町村長		
	②母子健康手帳のコピー(表紙等本人氏名の確認できる部分及び診察記録の部分)	③医師・病院長		
	③診断書(最近2か月以内発行)			
奨学生本人が身体の障害又はその他やむを得ない事由により就労が制限されているとき	①に加えて、②又は③のいずれか ①事情書(就労が制限されていることを記載)			
	②就労が制限されていることがわかる書類			
	③身体障害者の場合は、身体障害者手帳のコピー等			
その他	新卒(退学)及び在学猶予切れ等の場合の無職・未就職、低収入 令和2年(2020年)12月以降に卒業又は退学等された場合は、「新卒(退学)及び在学猶予切れ等の場合」の事由による猶予願出となり、証明書の提出を省略できます。 ※在学期間が終了して1年経過(13か月目以降)から適用開始を希望する場合で、卒業・退学後の「経済困難」事由の証明書が発行されず「新卒(退学)及び在学猶予切れ等の場合」の事由による願出の承認期間は、猶予適用開始から6か月以内となります。			

※猶予年限特例又は所得連動返還型無利子奨学金の猶予適用事由は「新卒等」又は「経済困難」のみです。なお、それら以外の事由による願出は通常の返還期限猶予となります。詳しくはホームページ等をご覧ください。